

放射性物質の農産物等への影響調査について（第177報）

平成26年2月7日

埼玉県は、国の協力を得て東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査を実施しています。

今回の調査では、野菜について検体を採取し分析を行った結果、全ての検体において検出限界値を下回りました。

1 野菜の調査結果

採取日：平成26年2月3日、4日

結果判明日：平成26年2月6日

分析機関：一般財団法人 材料科学技術振興財団

社団法人 埼玉県食品衛生協会 検査センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
ホウレンソウ	東松山市	<4.9	<5.7	—
	鴻巣市	<4.7	<6.5	—
	嵐山町	<4.6	<5.9	—
ネギ	熊谷市	<5.12	<5.47	—
	深谷市	<4.04	<4.81	—
	寄居町	<5.08	<4.67	—
トマト	上尾市	<5.44	<5.35	—
	北本市	<3.73	<4.43	—
ミニトマト	深谷市	<5.4	<6.0	—
イチゴ	羽生市	<5.4	<7.0	—
	白岡市	<4.5	<5.1	—
	宮代町	<4.9	<6.1	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<〇.〇〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.73～7.0Bq/kg）未満であることを示す。

(注) 検査機関では厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

【問合せ先】

農林部 農産物安全課
有機・安全生産担当 長嶋・中村
直通 048-830-4057
内線 4057
E-mail: a4070-05@pref.saitama.lg.jp